

武蔵村山市 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

武蔵村山市では、従来から技能労務職員等の縮減に取り組んでいるところですが、さらなる技能労務職員等の給与等の適正化を図るため、見直しに向けた取組方針を策定いたしました。

1 現状

職種ごとの人数、平均年齢、平均給与、及び民間従業員データ

(平成19年4月1日現在)

区 分	武蔵村山市職員				民 間		
	職員 数 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給料 月額 (千円)	平均給与 月額(A) (千円)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額(B) (千円)
全 体	39	41.9	326.4	417.6			
学校給食員	24	39.3	315.4	397.9	調理師	37.7	302.5
その他	15	45.9	344.0	449.2			

「平均給料月額」とは、各職種における職員の給料月額（基本給）の平均額です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年から平成18年の平均)

武蔵村山市の技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

「その他」については、守衛、用務員、自動車運転手等です。

年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
全 体				3	8	5	9	7	3	1	3		39
学校 給食員				2	6	4	8	2	2				24
その他				1	2	1	1	5	1	1	3		15

その他の給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表 を適用しています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

手当の名称	手当の内容（月額）
扶養手当	配偶者及び配偶者のいない場合の子 1人 13,500円 配偶者以外の扶養親族（2人まで） 各 6,000円 その他の扶養親族 各 5,000円 16～22歳の子 各 4,000円加算
住居手当	世帯主等で扶養親族がある場合 9,000円 世帯主等で扶養親族がない場合 8,500円
通勤手当	交通機関利用者 原則6か月定期券額 交通用具使用者 使用距離に応じた定額 一般 = 月額 3,800円～17,400円 交通用具を使用しなければ通勤が著しく困難な職員 = 月額 5,700円～26,500円
特殊勤務手当	危険薬物取扱手当 危険薬物をもってそ族、害虫駆除及び除草作業（市の管理する公園に限る。）に従事した場合等 日額 500円 災害出動手当 災害救助法が発令されたとき、又は災害対策本部が設置されたときにおいて現場に出動し、作業に従事した場合 日額 1,500円

ウ 昇給基準

1年間を良好な成績で勤務したときは、毎年4月1日に、原則として4号給上位の号給に昇給します。ただし、58歳に達している場合は昇給しません。

2 基本的な考え方

武蔵村山市では、第四次武蔵村山市行政改革大綱に基づき、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化等を図っています。技能労務職員等の給与等については、国、東京都及び他市の状況等を踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

3 具体的な取組内容

給料表について

東京都及び他市の状況等を踏まえ、給料表の見直しについて検討していきます。

特殊勤務手当について

すべての特殊勤務手当（7種類）のあり方及び水準について検討し、見直しを行っていきます。

昇給について

現在、人事考課制度の構築作業中であり、今後、一定の試行期間を経て、最終的には人事考課に基づく昇給制度の確立を図ってまいります。

4 その他

本市の技能労務職員については、平成9年度以降採用しておらず、平成8年度と比較し、技能労務職員の職員数は半数以下に減少しています。今後についても、第四次武蔵村山市定員適正化計画で示されたとおり、当分の間採用を行わない予定であり、引き続き業務の委託化等を推進し、職員数の削減に取り組めます。